

九州経済産業局における法令違反への対応状況(2021年度)

2022年4月
九州経済産業局
製品安全室

経済産業省では、製品安全4法^(注)の適正な執行を図るため、規制対象の製品について、試買テスト及び立入検査により法令遵守状況の確認を行うとともに、事業者からの自主報告、消費者等の第三者からの情報提供及び自治体(都道府県・市)の立入検査等にも対応して確認を行っております。

これらにより法令違反の疑いが認められた場合は、事実関係について調査を行い、その結果、法令違反が判明した場合には、事業者に対して改善及び再発防止の指導を行うとともに、必要な行政措置又は法的措置を行っております。

(注)製品安全4法とは、「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の総称です。

1. 概要

九州経済産業局が2021年度に対応した法令違反事案において、一般消費者に危害を発生させるおそれの少ない違反の6事業者に対して産業部長名による文書注意を行ったところです。(以下2. 参照)

2. 個別の事案(産業部長名による文書注意)

【電気用品安全法(電安法)】

事業者区分／品目名等	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
【輸入事業者 A】 ◇差込みプラグ ◇コードコネクタボディ ◇ビニルキャブタイヤケーブル	同業他社からの情報提供	・無届出 ・不適正表示での販売	・販売先住所リストに基づき表示ラベルの送付。 ・既に工場に返品しているものに関しては破棄処分の実施。 ・故障やクレームが発生した際の製品回収の徹底。 ・再発防止措置の実施。
【輸入事業者 B】 ○扇風機	試買テスト	・技術基準に不適合	・販売済み製品について、不具合発生の際の回収等、当該事業者にて責任を持って対応中。 ・再発防止措置の実施。
【輸入事業者 C】 ○コンセント付家具	事業者からの自主報告	・無届出 ・技術基準に不適合 ・自主検査不実施 ・不適正表示での販売	・販売済み製品について、トラブル発生の都度修理や交換に対応中。 ・再発防止措置の実施。

<p>【輸入事業者 D】 ○電気消毒器</p>	<p>(独)製品評価技術基盤機構の立入検査報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主検査不実施 ・不適正表示での販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主検査の試験内容を確認し、法律で定められた試験方式にて行い、記録を保管。 ・販売店の在庫品については、追加で検査を行い、既に販売店から販売済み製品に関しては、検査を行った製品と順次交換中。 ・再発防止措置の実施。
<p>【輸入事業者 E】 ○空気清浄機</p>	<p>事業者からの自主報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に不適合 	<ul style="list-style-type: none"> ・改善製品を国の登録検査機関に持ち込み適合証明を受けた。 ・販売済み製品について、異常等が発生した場合は、責任をもって対応するとともに異常等が発生した製品は、是正した製品と交換中。 ・再発防止措置の実施。
<p>【輸入事業者 F】 ◇その他のソケット ○電気トースター ○電気置時計 ○家庭用つり下げ型蛍光灯器具 ○ラジオ受信機</p>	<p>同業他社からの情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無届出 ・技術基準に不適合 ・自主検査不実施 ・不適正表示での販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・販売済み製品について、事故発生の連絡を受けた場合は、すみやかに回収し、適切な対応をするとともに、購入者からの返品・返金依頼に対応中。 ・再発防止措置の実施。

(注)電安法の場合、◇印は「特定電気用品」であることを、また、○印は「特定電気用品以外の電気用品」であることを表します。